

「ちょこっと活躍」登録者募集要領

1 目的

この要領は、「ちょこっと活動・就労・活躍」事業登録実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、宇部市「ちょこっと活動・就労・活躍」事業の推進を図るものとする。

また、会社や家族、子供を中心とした生活から、自分のための生活へシフトするライフステージの転換期を迎え、時間を自由に使える働く意欲のある高齢者の社会参加を促す。要介護や病気にならないようにできる限り「自助」をし、社会における先輩、友人、近隣の同年代の人たちを「共助」することで、高齢者も高齢者を支え、社会参加することそのものが社会貢献という仕組みをつくるものとする。

2 対象者等

(1) 対象者等

宇部市(以下、「市」という。)に住所を有する、又は半年以内に市に転入の予定がある概ね65歳以上の者で、自他共に認める知識・経験・技能を有し地域で活躍を希望する者、又は社会参加のきっかけを探している者など、登録を希望する者とする。

(2) 活動内容

週1~2回程度、1回1~2時間程度の活動とし、ボランティア活動も含め、有償・無償は問わない。

(3) 上記(1)(2)に加え、次に該当すること。

ア)公序良俗に反する活動を行っていないこと。

イ)これまでに法令等に反する活動を行っていないこと。

ウ)特定の公職の候補者もしくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを主たる目的とする活動を行っていないこと。

エ)暴力団員でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体に所属していないこと。

3 登録方法等

(1) 申し込み

登録希望者は、「ちょこっと活躍登録申込用紙」に事実に基づき必要事項を記入し、郵送、FAX又は、直接、多様な働き方確保支援センター(以下「センター」という。)へ提出する。ただし、一人1回申し込めるものとする。

(2) 登録等

センターは、申し込みがあった場合、必要事項の記載に漏れがないかを確認のうえ、記載事項が要綱及び本要領の目的に反するものでないときは、後日、登録希望者に登録決定通知を送付し、登録決定を受けた者(以下、「登録者」という。)を同時に、市ホームページへ掲載する。

(3) 登録期間

登録日から最長1年間とし、更新を希望する場合は、「ちょこっと活躍」登録更新確認書を提出し、継続することができるものとする。ただし、更新手続きは毎年度末にのみ行うものとする。

(4) 登録の取り消し

登録者において、本要領の目的に反する行為があったとき、又は病気等の理由により登録辞退の申し出があったときは、登録の取り消しを行う。また、申し出の方法は、「6 申し込み先・問い合わせ先」に記載のいずれかの方法にて行うものとし、「ちょこっと活躍」登録更新確認書の提出、又はそれと同等の内容を記載のうえ、センターへ報告するものとする。

4 登録後の活躍までの方法

(1) 連絡方法

センターは、活躍に対する依頼があった場合は、登録者の連絡先を依頼者へ伝え、その後、依頼者と登録者が直接調整するものとする。

(2) 活躍の調整

センターは、職業を斡旋するものではなく、活躍の場の情報を提供するものであり、活躍における調整については、依頼者と登録者の双方で行うものとする。

依頼者は、活躍依頼を行った場合は、採用の有無にかかわらず、結果を市に通知するものとする。

(3) 情報ステーションへの一覧表の設置

センターは、市ホームページへ掲載した内容と同様の一覧表を設置できるものとする。

5 活躍報告

登録者は、活躍依頼を実施した場合は、実施終了後に、その内容を所定の「ちょこっと活躍」活動報告書に記入し、「6 申し込み先・問い合わせ先」に記載の持参、郵送、FAXのいずれかの方法で報告する。

6 申し込み先・問い合わせ先

持 参 : 多様な働き方確保支援センター(「うべ産業共創イノベーションセンター 志」内)

郵 送 : 〒755-0045

宇部市中央町三丁目13番7号 「うべ産業共創イノベーションセンター 志」内
多様な働き方確保支援センター宛

電 話 : 0836-39-5013

F A X: 0836-39-5184

7 関連書類

(以下、いずれも市ホームページからもダウンロード可)

ア) 申し込み時 : 「ちょこっと活躍」登録申込用紙

イ) 活躍依頼があった場合の活動報告時 : 「ちょこっと活躍」活動報告書

ウ) 登録更新時 : 「ちょこっと活躍」登録更新確認書

8 附則

この要領は、平成28年10月11日より実施する。

この要領は、平成30年8月10日より実施する。